重 要 事 項 説 明 書
（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント）

１．磐田市豊田地域包括支援センターの概要

名　　称	磐田市豊田地域包括支援センター	事業者番号	第　　2206900058　　号
所　在　地	磐田市上新屋 304 番地 アミューズ豊田内	指定年月日	平成 20 年　4 月　1 日
電話番号等	電話　　0538-36-1300	通常のサービス担当区域	磐田市豊田中学校区 磐田市豊田南中学校区
	ファックス　0538-36-1301		
法人の名称	医療法人社団　恵成会	営　業　日	月曜日～金曜日 （祝日、休日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く）
代表者氏名	理事長　姫野　一成		
管理者氏名	管理者　松下　めぐみ	営 業 時 間	8 時 30 分～17 時 15 分
職員体制	主任介護支援専門員　常勤 2 名	サービス内容	介護予防支援 介護予防ケアマネジメント
	保健師　　常勤 1 名		
	社会福祉士　　常勤 3 名		
	事務職員　　常勤 1 名		

2. 事業の目的

利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことのできるように配慮し、利用者の心身の状況、環境等を考慮し、介護予防サービスが適切、効果的に提供されるよう、介護予防サービス計画の作成及び当該計画に基づいて適切な介護予防サービスを提供することを目的とします。

3. 事業所の運営方針

① 介護保険法を遵守し、公正中立な立場で介護予防支援を行います。

② 利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護予防サービス計画を行います。

4. 提供するサービス

当事業所は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントとして次のサービスを提供します。

① 介護予防サービス・支援計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、介護予防サービスおよび介護予防・日常生活支援総合事業、その他の必要な保険・医療・福祉サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して、介護予防サービス・支援計画書を作成します。

② 介護予防サービス・支援計画書作成後の便宜の供与

利用者及びその家族等、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画書の実施状況を把握します。また目標に沿ってサービスが提供されるよう介護

予防サービス事業者等との連絡調整をします。

③ 介護予防サービス・支援計画書の変更

利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望した場合、または事業者が介護予防サービス・支援計画書の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、介護予防サービス・支援計画書を変更します。

④ 介護予防サービス・支援計画書の評価

担当者は、介護予防サービス・支援計画書に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価を行います。

5. 利用料金

介護予防支援に関するご利用者の自己負担はありません。（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する費用は介護報酬として、原則、全額公費で負担します）また、介護予防住宅改修理由書、相談に関する料金も無料です。ただし、介護保険料の滞納等により、支払い方法が変更になる場合があります。

＜概略＞

介護予防支援費	４，５１２円／月
介護予防ケアマネジメントA	４，５１２円／月
介護予防ケアマネジメントC	３，１４４円／月
初回加算	３，０６３円（１件）
委託連携加算	３，０６３円（１件）
介護職員等処遇改善加算	２．１％（１件）

※介護報酬改定に伴い、料金が変更となる場合があります。

6. 介護予防支援の提供にあたっての留意事項

① 利用者及びその家族は、担当職員に対して複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。

② 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等に担当職員の氏名及び連絡先を伝えてください。

7. 契約の終了

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは、当センターの担当区域内に住所を有する居宅要支援者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者（以下事業対象者とする）を対象としたサービスであることから、以下の場合は契約が自動終了します。

① 要支援１・要支援２・事業対象者ではなくなったとき（自立かつ事業対象者に該当しない場合または要介護認定を受けた場合）

② 当センターの担当区域内に住所を有しなくなった場合

③ 介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を利用する場合

④　死亡した場合

8. 個人情報の保護

職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を守ります。また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を守るため必要な措置を講じます。なお、利用者及び家族の同意の上で、ご利用者の円滑なサービス利用を目的に、指定介護予防サービス事業者・介護予防・日常生活支援指定事業者等へ必要な情報を提供します。

９．虐待防止

当事業所は、ご利用者等の人権の擁護・虐待防止のために、管理者を虐待防止に関する責任者とし法人にて委員会の設置、指針の整備、研修等必要な措置を講じるとともに、事業者や磐田市等と連携を図ります。

１０．感染症対策

当事業所は、感染症の発生とまん延防止のために、法人にて委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

１１．業務継続計画の策定について

当事業所は、感染症や災害が発生した場合でも、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため、業務継続計画を策定し、計画従って必要な措置を講じます。

１２．ハラスメントの対応

当事業所は、利用者又は家族等による、暴言、人格否定、威圧的な言動、過度な要求等のハラスメント行為に対し、職員の安全確保及び適切な支援継続の為、指針整備、相談・対応体制の整備（当事者の保護含む)、マニュアル整備及び研修の実施等必要な措置を講じます。

１３．サービスの苦情相談窓口

提供している介護予防サービス・支援計画についての苦情相談を承ります。サービスの内容に関すること、介護予防担当者に関すること、利用料に関することなど、お気軽にご相談ください。

事業所相談窓口	担当者	松下　めぐみ
	電話番号	０５３８－３６－１３００

介護保険の相談や苦情に関しては他に下記の相談窓口があります。

＜その他苦情受付機関＞

磐田市高齢者支援課	所在地	磐田市国府台 57 番地７
	電話番号	０５３８－３７－２７８９

静岡県国民健康保険団体連合会	所在地	静岡市葵区春日２丁目４番 34 号
	電話番号	０５４－２５３－５５９０

令和　　年　　月　　日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

（事業者）磐田市豊田地域包括支援センター

説明者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

説明者により、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する重要事項の説明を受けました。

（利用者）住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印＿＿＿＿＿

（利用者の家族等）住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印（続柄　　）